

わが村のスポーツ少年団

泉崎村教育委員会

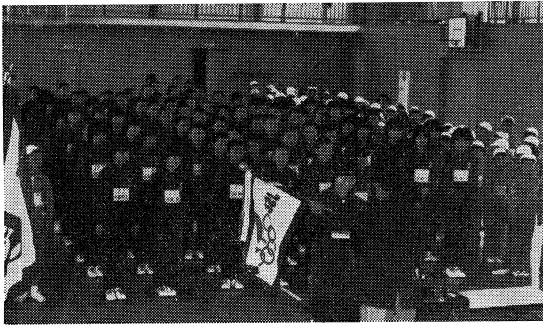
はじめに

村の青少年の健全育成を図るために昭和五十年四月、スポーツ少年団を結成した。以来八年間、青少年がスポーツに親しむことにより、健康の保持増進と体力の向上を図り、人とのふれあいと健全な仲間づくりを推奨するためスポーツ少年団の育成強化に努めてきた。次にその活動状況を紹介する。

一 スポーツ少年団

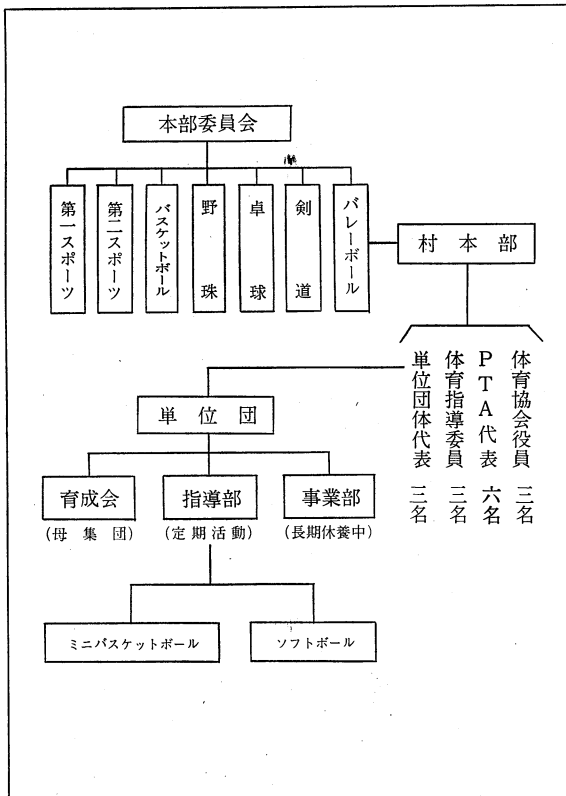
(一) スポーツ少年団の組織

小学四年生以上の児童と中学三年生までの生徒が対象で、その自主的なメンバーで構成している。その内訳は泉崎第一スポーツ少年団員九十七名、泉



結 団 式 に て

表 1 スポーツ少年団の組織



崎第二スポーツ少年団員五十名、泉崎バスケットボールスポーツ少年団員六十三名、泉崎野球スポーツ少年団員三十二名、泉崎バレーボールスポーツ少年団員二十六名、泉崎剣道スポーツ少年団員二十七名、泉崎卓球スポーツ少年団員十九名で、計三百十四名が登録団員である。

(二) スポーツ少年団育成会規約

参考までに第一スポーツ少年団育成会規約(抄)を紹介すると次のようになる。

第一条(組織、名称) スポーツ少年団員の保護者並びに、この会の目的に賛同するもの。第二条(事務局) 育成会長宅 第三条(目的) スポーツ、奉仕、文化活動における精神的、経済的な後援の母体となつて活動 第四条(事業) 事業に関し、特に必要と認める資金の調達、事業向上に必要と認める施設設備の充実、その他必要と認める事業 第五条(役員、任期) 会長一 副会長三 会計二 庶務一 監査二 任期二年 第六条(総会、役員会) 総会一年一回 臨時 第七条(指導員の任命) 指導員の任命は委員会で決定、委員会の構成 本部長、団長、育成会長、指導、事業各部長 第八条(顧問) 若干名(前育成会会長) 第九条(経費) 年会費、寄付金、年会費の額 千円 総会において決定 第十条(簿冊) 記録簿、会員名簿、役員名簿、会計簿